

平成 22 年度 事務事業事後評価調書 (平成 21 年度事業)

整理番号 10 - 1

1 事務事業の表示

■ : 該当

事務事業名	要保護・準要保護児童生徒援助事業							
評価者	担当課名		教育振興課	担当係名		教育総務係		
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長		
		氏名	高橋健仁		氏名	安井雅憲		
事業の概要	低所得者層の世帯に対して、児童生徒の教育の機会均等を図り、一定水準の義務教育を保障するため、就学援助費を支給する。					全体計画 / 単年度繰返 (平成 20 年度 ~ 24 年度)		
						事業費	国・道支出	千円
							地方債	千円
							その他	千円
							一般財源	11,500 千円
							事業費計	11,500 千円
実施方法	■ 直営		民間委託		その他 ()			
第 5 期 総合計画 (前期)		■ 登載事業		非登載事業	優先度	A		
事業の位置付け	政策目標	3 のびやか・雄武～教育・文化の振興～						
	基本施策	# 学校教育の充実						
	単位施策	1 小中学校の教育内容の充実						
	事務事業の種類	■ 自治事務		法定受託事務				
	その他計画・根拠等	学校教育法・雄武町就学援助実施要綱						
事業費	実施年度	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(見込)	23年度(計画)	24年度(計画)		
	国・道支出金	43 千円	62 千円	千円	千円	千円		
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円		
	その他財源	千円	千円	千円	千円	千円		
	雄武町負担額 (一般財源)	1,415 千円	1,284 千円	2,300 千円	2,300 千円	2,300 千円		
	合計	1,458 千円	1,346 千円	2,300 千円	2,300 千円	2,300 千円		

421

2 事務事業の目的・内容 (Plan・Do)

【誰、何が(対象)】	児童・生徒、保護者	望ましい指標(目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標)		
【抱える課題やニーズは】	経済的困難から児童生徒における機会均等な義務教育機会の確保が難しい世帯がある。	経済的理由による就学困難児童・生徒数		
【どのような状態になることを目指したのか(意図)】	低所得者層世帯の児童生徒が、他児童生徒と同様の義務教育を受ける。	指標(指標計算式/解説) 就学困難児童・生徒数	目標年度	平成24年度
			目標値	0
			実績値	0
			達成度	0.0 %
【その結果、どのような成果を実現したいか】 成果 = 目的	一定水準の義務教育が保障され、児童生徒の健全な育成につなげる。さらに「いじめ」「不登校」の未然防止にもつなげる。		目標年度	
			目標値	
			実績値	
			達成度	%
内 容(どのような手段で何を行ったか)				
援助を必要とする世帯の把握	学校が援助の必要な世帯状況を把握し、当該世帯の保護者に対して制度の周知、申請を取りまとめ、教委へ提出。所得のほか、学校長等の意見も参考に審査し、教育委員会に諮った結果、認定・不認定を決定。			
就学援助費の支給	援助の必要な世帯の保護者に対して実施要綱に基づき就学援助費を支給。			

3 事務事業の評価(Check)

(1)事務事業の必要性(町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性)

必要	☒ 義務的なもの	学校教育法において市町村は就学困難と認められる児童生徒の保護者に援助することとされており、町が担うべき事業である。
必要 / 概ね必要 / 課題あり	☐ 全部 ☐ 一部	

(2)事務事業の有効性(期待する効果が得られたか)

有効	設定した目標値の達成状況	本事業の実施により経済的理由による就学困難児童・生徒の支援を行うことができた。
有効 / 概ね有効 / 課題あり	☒ 達成	
	☐ ほぼ達成 ☐ 下回る	

(3)事務事業の効率性(コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか)

効率的	判断の理由		支給額については国の支給基準額並びに実費支給(領収書添付)としている。 実施要項に基づき、効率的な処理を行っている。
	☐	事業費抑制	
	☐	人員削減	
	☐	時間短縮・作業軽減	
	☒	その他	
効率的 / 概ね効率的 / 課題あり			

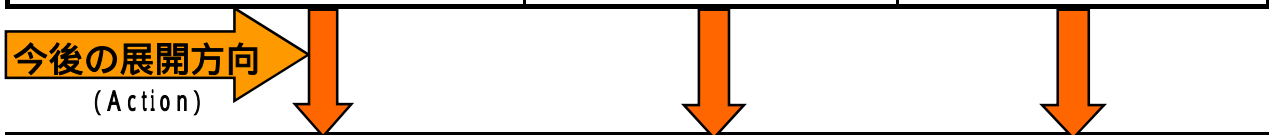
(4)事務事業の公平性

公平	判断の理由		事業の実施により、児童生徒の就学についての機会均等の確保がされた。
	☐	受益者負担がある	
	☐	受益者負担がない	
	☐	受益が一部に偏る	
	☒	その他	
公平 / 概ね公平 / 公平でない			

4 総合評価【A～D】

- A:計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当 等
 B:ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要 等
 C:当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要 等
 D:事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要 等

自己評価(一次評価)	評価会議評価(二次評価)	町長評価(三次評価)
A		
一定水準の義務教育が保障され、児童生徒の健全な育成につなげるとともに、「いじめ」「不登校」の未然防止にもつなげるために、計画どおり事業を進めることが出来た。		



継続 / 現状維持		
法律に基づく援助であり、児童生徒における義務教育機会の均等を図ることによって一定水準の義務教育を保障し、児童生徒の健全な育成を図るため、現状維持による継続が必要である。		

* 展開方向の区分

- 継続 / 現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更 ○ 終了 ○ 休止 ○ 廃止

5 その他特記事項(アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入)

--